

**長野県告示第116号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡飯島町田切479の2

2 指定の目的

水害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第117号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 相之島高山線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字小河原字六川道西沖3509番の4地先から	旧	m 12.8~12.8	km 0.0450
須坂市大字小河原字六川道西沖3510番の7地先まで	新	16.0~16.0	0.0450

道路管理課

**長野県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 塩名田佐久線

2 供用を開始する区間

佐久市根々井字大田1047番の2地先から

佐久市岩村田字一里塚1630番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成21年3月12日

道路管理課

**長野県告示第119号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 相之島高山線

2 供用を開始する区間

須坂市大字小河原字六川道西沖3509番の4地先から

須坂市大字小河原字六川道西沖3510番の7地先まで

3 供用を開始する期日 平成21年3月12日

道路管理課

**長野県告示第120号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所に備え置きます。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
宮ノ上	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域	飯田市	高羽町六丁目	"	160番	1号
			"	宮ノ上	4825番7	2号
			"	"	4812番2	3号
			"	"	4803番	4号
			"	"	4805番4	5号
			"	"	5009番8	6号
			高羽町六丁目	"	128番1	7号
			"	"	150番	8号

砂防課

**長野県告示第121号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称  
岡谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岡谷都市計画道路事業 3・5・17号 東町線  
3・4・13号 長地鎌倉線
- 3 事業施行期間  
平成16年3月22日から  
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成16年長野県告示第194号の事業地に長野県岡谷市字往還下及び字赤羽根地内を加え、岡谷市7745番1、7746番1、赤羽二丁目及び赤羽三丁目を除く。
  - (2) 使用の部分  
変更なし

都市計画課

**長野県告示第122号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称  
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画公園事業 3・3・7号 庄内公園
- 3 事業施行期間  
平成15年2月6日から  
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

**選告示第11号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成19年分の政治団体の収支に関する報告書について、日本商工連盟伊那地区から次のとおり訂正の報告がありました。

平成21年3月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊の日本商工連盟伊那地区中

「 収入総額	<u>1,839,278円</u> 」を
「 収入総額	<u>1,849,278円</u> 」に、
「 本年収入額	<u>700,794円</u> 」を
「 本年収入額	<u>710,794円</u> 」に、
「 繰越額	<u>1,320,593円</u> 」を
「 繰越額	<u>1,330,593円</u> 」に、
「 個人の負担する党費又は会費(70人)	<u>700,000円</u> 」を
「 個人の負担する党費又は会費(71人)	<u>710,000円</u> 」に、
「 合計	<u>700,794円</u> 」を
「 合計	<u>710,794円</u> 」に改める。

選挙管理委員会